一　地域再生計画の作成主体の名称　滋賀県大津市及び京都府京都市
二　地域再生計画の名称　琵琶湖疏水通船復活を契機とした京都・大津広域観光促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　滋賀県大津市及び京都府京都市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千四百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府福知山市、兵庫県丹波市及び朝来市
二　地域再生計画の名称　福知山市・丹波市・朝来市定住生活圏域創生人財・産業育成計画
三　地域再生計画の区域の範囲　京都府福知山市、兵庫県丹波市及び朝来市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千四百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　関西広域連合
二　地域再生計画の名称　水素による関西しごと創生・低炭素まちづくりスタートアップ事業
三　地域再生計画の区域の範囲　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千四百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　関西広域連合
二　地域再生計画の名称　水素による関西しごと創生・低炭素まちづくりスタートアップ事業
三　地域再生計画の区域の範囲　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千四百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県加西市及び大分県宇佐市
二　地域再生計画の名称　空がつなぐまち・ひとづくり交流事業
三　地域再生計画の区域の範囲　兵庫県加西市及び大分県宇佐市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千四百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県美方郡香美町及び新温泉町、鳥取市並びに鳥取県岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町
二　地域再生計画の名称　麒麟のまち圏域広域観光開拓・推進事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　兵庫県美方郡香美町及び新温泉町、鳥取市並びに鳥取県岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千四百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県福岡市、長崎県対馬市、壱岐市及び五島市並びに長崎県南松浦郡新上五島町及び鹿児島県熊毛郡屋久島町
二　地域再生計画の名称　福岡市・九州離島広域連携事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県福岡市、長崎県対馬市、壱岐市及び五島市並びに長崎県南松浦郡新上五島町及び鹿児島県熊毛郡屋久島町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千四百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大分県佐伯市及び宮崎県延岡市
二　地域再生計画の名称　「食」と「連携」による東九州バスク化構想推進計画～海と大地を一皿に～
三　地域再生計画の区域の範囲　大分県佐伯市及び宮崎県延岡市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千四百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三百五十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県
二　地域再生計画の名称　「働いて良し」を実現する人材の還流確保と働き方改革
三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）